

工業系高校及びやまなしで働く魅力情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

工業系高校及びやまなしで働く魅力情報発信業務

2 業務の目的

工業系高校の魅力発信は、本県の基幹産業である製造業の人材を確保するため、中学生及びその保護者に対し、工業系高校や製造業の魅力について情報発信を行うものである。

また、やまなしで働き暮らす魅力の発信は、大学生等の県内就職や若年層のU・Iターンを促進し、県内企業の人材を確保するため、山梨で働き、暮らすことや県内企業の魅力について情報発信を行うものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

4 委託業務概要

(1) パンフレット等の作成

①中学生が工業系高校への進学を考えるきっかけとするため、中学校での三者面談や進路を検討する場で活用できる魅力あるパンフレットを作成する。

②山梨県で働き暮らす魅力や県内企業魅力を周知するリーフレットを作成する。

(2) SNS 動画を活用した魅力発信

工業系高校の魅力が伝わる PR 動画及び山梨県で働き暮らす魅力が伝わる動画を企画・作成し、山梨県の SNS アカウントにて投稿する。

(3) SNS 広告

(2) で作成した動画の視聴数を高めるため SNS において広告を実施する。

5 委託業務

(1) パンフレット等の作成

①工業系高校魅力発信パンフレットの作成

ア 全体的事項

- ・作成したパンフレットは、中学校での三者面談や進路を検討する場で活用されることを想定する。
- ・他のパンフレットに埋もれないような、中学生や保護者が思わず手に取りたくするような、魅力あるパンフレットを作成すること。

イ 掲載内容

工業系高校の魅力を伝えるため、パンフレットに掲載する内容のイメージは、以下のとおり。ただし、あくまでイメージであり、受託者から有効な企画提案があれば

ば、内容を変更する場合がある。

- ・工業系高校に関する基本情報（学科・系列等）
- ・高校卒業後の進路及び就職
- ・客観データ（給与面等）に基づく、製造業に就職することの魅力
- ・後述、(2)「SNS動画を活用した魅力発信」で作成した動画の掲載元 QR コード
- ・県内工業系高校 6 校の案内（学校名、所在地や写真等）
- ・その他関連する情報

ウ 規格・部数・納品期限等

- ・パンフレット規格
 - 作成媒体：紙及びデジタルパンフレットとして活用可能なデータ形式
 - 色：フルカラー
 - 大きさ・ページ数等：受託者からの提案を踏まえ、山梨県と協議し決定
- ・作成部数：24, 000 部
- ・校正作業：山梨県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・納品期限：令和 5 年 10 月 31 日（火）
- ・納品場所：原則、県で指定する県内中学校（90 校程度）に指定する部数を納品し、納品したことを証明する書類を提出すること。残りについては、委託期間内に山梨県労政人材育成課に納品すること。また、データについては、期限までに山梨県労政人材育成課まで納品すること。
- ・データ提出方法：CD 等の記録媒体で提出すること。なお、ファイル形式は下記のとおりとする。
 - 原稿データ pdf、docx
 - 画像データ jpeg、png、ai
 - パンフレットデータ pdf、ai 等再編集可能なデータ

②山梨県で働き暮らす魅力や県内企業の魅力を知り伝えるリーフレットの作成

ア 全体的事項

- ・リーフレットはターゲットとなる大学生等への訴求力向上のため学生目線（※）を取り入れた内容で作成する。
 - （※）学生目線の取り入れについては、未来計画研究社が行っている「Mirai プロジェクト」を活用するものとし、プロジェクトに合わせて業務を進める（Mirai プロジェクトには、No12「やまなしで働く魅力」情報発信強化プロジェクトとしてエントリー済みであり、3名の大学生がプロジェクトメンバーとして決定済み）。
- ・リーフレット作成にあたっては、山梨県が指定する県内企業（10 社程度）を学生と一緒に取材し、その内容を反映すること。
- ・取材した内容については、リーフレットの他、山梨県就職支援サイト「やまなし就職応援ナビ（以下「県サイト」という。）」の特集ページに掲載するため、県サ

イト掲載用の原稿等も作成すること。

- ・学生にはインタビュアーとして企業への取材及び、原稿作成まで参画してもらうため、各段階において適切なフォローを行いながら記事等を作成する（学生とのやり取りは基本的に山梨県担当者を仲介して行う）。

イ 業務内容

- ・学生へ取材方法の講義（1時間程度を1回）
- ・企業へのアポイント等取材に係る調整
- ・学生のインタビュー補助（山梨県庁から取材先までの学生の移動は受託者が対応する）
- ・県サイト掲載用の写真撮影
- ・県サイト掲載用の原稿を学生と協働し作成（学生への指導含む）
- ・県サイト掲載用素材データの作成（ページタイトル画像等）
- ・企業へ取材した内容を加味し、リーフレットを作成する。なお、デザインや構成、掲載する内容については学生と協働し策定する。

ウ 規格・部数・納品期限等

- ・リーフレット規格
 - 大きさ：A4・縦版
 - ページ数：表紙裏表紙含む4ページ
 - 色：フルカラー
 - 製本：A3 二つ折り
- ・作成部数：20,000部（100部単位で区分）
- ・校正作業：山梨県が校了と判断するまで行うものとする。
- ・納品期限：令和6年1月31日（水）
- ・納品場所：山梨県労政人材育成課
- ・データ提出方法：①工業系高校魅力発信パンフレットと同様

(2) SNS 動画を活用した魅力発信

① 全体的事項

- ・作成する動画のテーマは2つとし、それぞれのテーマに対して、どのような方針で動画を作成、発信するかを提案すること。
- ・受託者は、動画作成に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。撮影に必要な取材先との調整等は受託者が行うものとし、必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。
- ・使用する映像は、原則として、委託業務にて撮影したものとする。
- ・1本あたり30秒～1分程度の動画を合計20本以上作成し、各テーマ最低5本は作成すること（各テーマの動画本数は、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上、決定する）。

- ・作成した動画については、山梨県の SNS アカウント（Tiktok 及び Instagram を想定）に投稿する。

②動画の企画・作成

動画テーマは以下のア及びイとし、それぞれのテーマで作成する動画の本数等については、企画提案内容をもとに山梨県と協議の上、決定する。作成する動画は、Tiktok 及び Instagram、その他 SNS でも利用可能な形式とし、山梨県で 2 次利用できるよう著作権等の権利が、山梨県に帰属するように作成すること。

ア 工業系高校の魅力が伝わる PR 動画

- ・工業系高校の学科、系列を紹介するような内容の動画を作成し、その他工業系高校の魅力を知ることができ、工業系高校に進学したい、製造業へ就職したいと思わせるような動画を作成すること。

イ やまなしで働き暮らす魅力が伝わる動画

- ・「大学生等の県内就職促進」と「若年層の UI ターン就職促進」で目的・ターゲットを分けて動画を作成すること。
- ・「大学生等の県内就職促進」は、新卒者が、県内企業の魅力等を知り、県内での就職活動につながるような内容とすること。
- ・「若年層の UI ターン就職促進」は、県外在住の 20～30 歳代をターゲットに、UI ターン転職者へのインタビュー等を踏まえ、訴求力のある内容とし、就職相談窓口であるやまなし暮らし支援センターの周知も図るような内容とすること。

③納品

- ・Tiktok 及び Instagram、その他 SNS で利用可能な形式とすること。
- ・作成した動画データについては、CD 等記録媒体で納品することとし、撮影素材の映像等についても併せて納品すること。
- ・「ア 工業系高校の魅力が伝わる PR 動画」については、令和 5 年 10 月 23 日までに一部納品することとし、残りについては完成次第、随時納品すること。
- ・「イ やまなしで働き暮らす魅力動画」については、完成したのから随時、山梨県が指定する SNS へ投稿を行うものとし、予定本数全てが完成したところで、全データを納品すること。より有効的な発信となるよう投稿日時等にも工夫を行うこと。

(3) SNS 広告

- ・動画コンテンツの再生数を伸ばすために、SNS における広告を掲出すること。
- ・広告の実施に当たっては、時期や内容について山梨県と協議すること。
- ・実施に当たり疑義等が生じる場合には山梨県と受託者が協議するものとする。

6 事業報告

(1) 事業成果の報告等

委託業務が終了したときは、15 日以内に委託契約業務完了報告書を山梨県に提出すること。

(2) 事業成果の帰属等

- ・委託業務により受託者が制作した成果物及び業務中に制作した資料に関し、所有権に加え、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利は、全て山梨県に帰属するものとする。
- ・委託業務より知り得た秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

7 留意事項

- (1) 委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とし、「工業系高校」と「やまなしで働き暮らす魅力」でそれぞれ別の担当者を配置すること。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、工業系高校及びやまなしで働く魅力情報発信業務委託に係る企画提案公募実施要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合があること。
- (3) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

8 その他事項

- (1) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、委託業務の目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の内容について山梨県と協議し変更することができるものとする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うものとする。
- (5) 委託業務に関して紛争が生じた場合には、受託者の責任において処理するものとする。

- (6) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに山梨県に報告すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、山梨県と協議してこれを定めるものとする。